

農業者等営農継続緊急支援事業(雪害)

令和3年12月以降の全国的な豪雪等により被災した農業者等の生産回復・経営再開に向けた取組を支援します。

【舞鶴市→京都府の事業申請期間】

①令和4年6月30日(木) ②令和4年12月28日(水)

事業内容

生産回復支援事業

- 1 農産物生産回復支援事業
農作物の緊急的な追加防除・施肥に要する経費の支援
- 2 パイプハウス復旧支援事業
パイプハウス及びこれに付帯する施設の復旧に要する経費及び撤去に要する経費の支援
(ビニール等の被覆資材含む)
- 3 宇治茶等生産施設災害復旧事業
宇治茶や果樹生産のための被覆棚・果樹棚の復旧に要する経費の支援
- 4 農林水産業者生産設備再建支援事業
被害を受けた農業者等の機械等設備の再建に要する経費

補助金額・支援対象等

【全事業共通】

農林水産業被害報告書取りまとめ要領に基づき府に報告されたもの(ただし、1は例外あり)

1 農産物生産回復支援事業

- 補助金額：《京都府》対象経費の1/2以内
又は事業費限度額(下表)に施用面積を乗じた額の1/2以内のいずれか低い額
《舞鶴市》府補助額の1/2以内
- 主な要件：①市内の販売農家であること
②暦や生産履歴等により「掛かり増し施用」であることが明確に確認できるもの
③災害の発生した日から4箇月の間に使用したもの
- 事業実施主体：3戸以上の農業者が組織する営農組合等の団体

▼事業活用可能用途および10aあたりの事業費限度額

用途	野菜 (ブランド産品)	野菜 (左記以外)	果樹	花き	豆類	茶
防除用農薬	4,600円	4,600円	4,500円	2,500円	900円	4,000円
草勢回復用肥料	5,000円	5,000円	3,000円	2,500円		4,000円
播き直し用種苗	67,000円	* 67,000円		50,000円		
土壌改良用資材	42,000円	* 42,000円		20,000円		

*地域重点推進品目のみ

2 パイプハウス復旧支援事業

■補助金額：《京都府》

【園芸施設共済等加入者】 補助対象経費の1/2以内

※ただし、共済金国庫相当額（民間事業者による保険金についても支払額の1/2を国庫相当額とみなす）及び国庫補助金と府補助金の合計が総事業費の2/3以内かつ、共済金（民間事業者による保険金等含む）及び国庫補助金と府補助金の合計が総事業費を超えない範囲において補助

【園芸施設共済等未加入者】 対象経費の3/10以内

復旧にかかる撤去に要する経費 1/2以内 ※ただし、事業費は290円/m²を上限

《舞鶴市》

【園芸施設共済等加入者】 補助対象経費から府補助額、共済金を除いた額の1/2以内

【園芸施設共済等未加入者】 対象経費の1/10以内

復旧にかかる撤去に要する経費 1/2以内 ※ただし、事業費は290円/m²を上限

■主な要件：①災害対策の補強（タイバー、クロスのうちいずれか）を行うこと

②パイプハウスを取得する場合は園芸施設共済等に加入すること

■事業実施主体：販売農家

3 宇治茶等生産施設災害復旧事業

■補助金額：《京都府》対象経費の4/10以内

※ただし、国庫補助金と府補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助

：撤去に要する経費 1/2以内 ※ただし、事業費は290円/m²を上限

《舞鶴市》対象経費の1/10以内

：撤去に要する経費 1/2以内 ※ただし、事業費は290円/m²を上限

■事業実施主体：販売農家、農業者が組織する団体等

4 農林水産業者生産設備再建支援事業

■補助金額：《京都府》

【共済等加入者】 対象経費の4/10以内

※ただし、国庫補助金と府補助金の合計が総事業費の4/10以内かつ共済金（民間事業者による保険金等含む）と国庫補助金と府補助金の合計が総事業費を超えない範囲において補助

【共済等未加入者】 対象経費の5割の2/10以内

《舞鶴市》

【共済等加入者】 対象経費の1/10以内

【共済等未加入者】 対象経費の5割の1/10以内

■主な要件：①事業実施主体が所有し被災したものと同程度の能力を有するもの

②1事業実施主体当たり補助金が100千円以上1,000千円以下（他、条件あり）

■事業実施主体：販売農家等

申請書類の提出先



【申請の流れ】

①申請書を作成

・必要書類は舞鶴市の窓口へご相談ください。

・申請事業ごと申請書類も異なります。

②期限までに舞鶴市の窓口へ提出

[お問い合わせ先]

舞鶴市 農林水産振興課 TEL：0773-66-1023